

平川市観光推進キャラクター及び食育推進キャラクターデザインの使用に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、平川市観光推進キャラクター及び食育推進キャラクター（以下「キャラクター」という。）デザインの使用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（キャラクターに関する権利）

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、平川市に属する。

（使用の申請）

第3条 キャラクターデザインを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、事前にキャラクターデザイン使用承認申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 企画書（事業内容のわかるもの）
- (2) キャラクターデザインの使用方法がわかるもの
- (3) その他、市長が必要と認める書類

（申請書の省略）

第4条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、申請の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 報道機関が報道を目的として実施する事業
- (2) その他市長が申請を必要としないと認めた場合

（使用の承認）

第5条 市長は、第3条の使用の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、キャラクターデザイン使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。ただし、次に掲げるものについては使用を承認しないものとする。

- (1) 特定の政治、宗教、思想などの活動に使用する場合
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
- (3) その他市長がキャラクターの使用を適当でないと認めた場合

（使用）

第6条 キャラクターデザインは、別に定めるデザインマニュアルに従って正しく使用するものとする。

(使用の取消・中止)

第7条 市長は、次に掲げるいずれかの場合、キャラクターデザインの使用承認を取り消し、または使用を中止させ、もしくは使用物件などの回収を指示することができる。

- (1) 使用者がこの要綱に定める事項に違反した場合
- (2) 使用承認条件に違反した場合
- (3) 承認申請の内容に虚偽があることが判明した場合
- (4) キャラクターに関する著作権等を侵害したとき

(無承認の使用)

第8条 市長は、キャラクターデザインの無承認使用については、その使用の中止を求めることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。